

火薬類消費許可申請書 (煙火)

年 月 日

有明広域行政事務組合

代表理事

様

申請者氏名

〔 法人の場合は
名称及び代表者名 〕

名 称				TEL			
事業所所在地				〒			
職 業							
住 所							
代表者名 (年齢)							
火薬類の種類 及び数量	打揚煙火	2号玉	個	5号玉	個	15号玉	個
		2.5号玉	個	6号玉	個		個
		3号玉	個	7号玉	個		個
		3.5号玉	個	8号玉	個		個
		4号玉	個	10号玉	個		個
	仕掛煙火 ※内訳は 様式1-2	スターマイン	台	枠仕掛	台	その他	台
		小型煙火	台	綱仕掛	台		
	黒色火薬			kg			
目 的							
場 所							
日 時 (期 間)	自	雨天の場合		自			
	至			至			
危険予防の方法							

火薬類（仕掛煙火）の種類及び数量

	種類	商品名	※消費方法による分類	数量（個・台）	備考
仕 掛 煙 火					

- 備考 1 ※印欄は、種類が小型煙火の場合に次表の分類欄から選択し記入すること。
 2 計画する小型煙火は、製品の名称、形状、火の粉の飛散範囲等を明示した資料を添付すること。

小型煙火の種類	燃焼の仕方	分類	保安距離
噴出、回転、推進、及び音・光（噴水、火車、爆竹、縄火等）で発射薬を使用しないもの	設置固定した場所から動かないもの	A	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。ただし、20m未満の場合は最小距離20m以上を確保する。
	限定された範囲内で推進するもの	B	
球状若しくは円筒形の星等（乱玉、トラ、花束等）及び球状若しくは円筒状の煙火部品（小割、音、飛翔、笛等）を発射薬を使用して連続的に打ち揚げるもの	星等を打ち揚げて、二次点火しないもの	C	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。ただし、その距離が40m未満の場合は最小距離40m以上を確保する。
	煙火部品（内筒等）を打ち揚げて、二次点火するもの	D	

備考 1 最大飛散距離とは、消費地点と火の粉等の飛散物が到達する地点を結ぶ最大水平距離のこと。

煙火消費計画書

消費の方法	打揚方法 <input type="checkbox"/> 単発 <input type="checkbox"/> 連発 固定方法 <input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> その他() 点火方法 <input type="checkbox"/> 導火線 <input type="checkbox"/> その他() 煙火置場 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
製造業者若しくは販売業者の氏名又は名称及び所在地			
打揚業者の氏名又は名称及び所在地			
危害予防の方法	警戒の方法	別図のとおり立入禁止区域を設け、警戒員 名を配置する。	
	防火措置	<input type="checkbox"/> 消火用水 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他()	
	防護措置	打揚の際の衝撃により、打揚筒の方向が変化しないように確実に固定する。	
	不発処理	筒内における不発は、多量の水を注入し、燃え残りの星等は、速やかに回収し水に浸す。	
連絡体制の確保	主催責任者	電話	
	打揚現場責任者	電話	
	管轄警察署	電話	
	管轄消防署	電話	
消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の氏名	作業区分	氏 名 (年齢)	手帳の種類・番号
	点火・補助		
	点火・補助		
	点火・補助		
	点火・補助		

添付書類

- 1 消費場所の地図（案内図）
- 2 消費場所平面図（打揚場所、立ち入り禁止区域の範囲及び設置方法（カラーコーン、ロープ、バリケード等の配置）、保安距離、防火措置（防火用水や消火器の設置位置及び数量）、警備員の配置等を記載）
- 3 必要に応じ土地建築物等所有者の承諾書（学校又は公園、道路等の使用許可、河川使用届他）
- 4 手帳の写し（申請に間に合わない場合は、煙火協会への手帳交付申請書の写し又は手帳取得に係る「保安講習の講師名」及び「保安講習受講日(予定日)」を手帳の種類・番号欄に記載し、手帳交付後に写しを提出する）

煙火消費場所付近見取図

備考

1. 上記見取り図の中に、危険区域（・・・・・・・・・・）、煙火置場（火）を記入すること
2. 通路、人の集合する場所、建物等までの直線水平距離を明示すること。
3. 必要に応じ市販の地図を添付すること。